

# 諸外国の高等教育改革について

中央教育審議会大学分科会制度部会  
平成16年7月13日

木村 孟

## 発表内容

- 「知識基盤社会化」に向けて
- (1) 米国における高等教育改革
- (2) 英国における高等教育改革
- (3) フランスにおける大学改革
- (4) ドイツにおける大学改革
- (5) 中国における高等教育改革

## **「知識基盤社会化」に向けて**

世界各国でも、高等教育改革の推進

「拡大」と「競争」の時代

- ◆ 規模と機会の拡大(国際競争力の向上)
- ◆ 質の維持向上と活性化(同上)
- ◆ 財政政策の変化(限られた資金の有効活用)

大学評価

## **「知識基盤社会化」に向けて**

### **国際社会での動き**

- 欧州高等教育圏の形成に向けて(ボローニャ・プロセス)
  - ◆ EUによる経済統合の進展により、広範な労働市場が形成されつつある状況に対応。
  - ◆ 共通の学位制度の導入など、共通した高等教育の枠組を形成。競争を促進する土壌作り。
- 国境を越える高等教育の質保証のガイドライン
  - ◆ 海外分校・プログラム、eラーニングなど高等教育が国境を越えて展開される現状。
  - ◆ 消費者保護と質の確保・向上の観点から、先進国・開発途上国双方が納得しうる共通の取組指針の形成。
  - ◆ 本年4月より、ユネスコ・OECDの共同イニシアティブのもとに検討会議が始動

## **(1)米国における高等教育改革**

### **高等教育システム**

- 米国での高等教育は大学のみ
- 大学種別
  - ◆ 博士課程までの大学院をもつ総合大学
  - ◆ 修士課程までの大学院を持つ4年制大学
  - ◆ 学士課程までの4年制大学
  - ◆ コミュニティカレッジ
- 入学者選抜
  - ◆ 多くの州では、コミュニティカレッジには誰でも入学可能
  - ◆ 多くの州では、大学院を持つ総合大学へは、中等教育の成績に応じた入学資格

## **(1)米国における高等教育改革**

### **高等教育への希望者全入へ**

- 大戦後の経済発展を背景に、  
他国に先駆け高等教育の拡大  
(80年代初:パートタイム学生を含めた進学率は60%超)  
奨学金の充実が高い進学率を底支え
- 何らかの奨学金を受給する学部学生が5割超
- ‘HOPE scholarship’(クリントン前大統領2期目～)
  - ◆ 目標:最低2年間の高等教育を希望者全入
  - ◆ 学部1,2年の学生を持つ家庭に対し、1,500ドルを限度として授業料相当額を免税

## **(1)米国における高等教育改革**

- 就学形態の多様化も高い進学率に貢献
  - ◆ パートタイム就学や夜間講座の普及  
(例:パートタイム学生が全学生の4割)
  - ◆ 転入学が比較的容易
  - ◆ インターネットを利用した「オンライン大学」の普及  
(例:2000年:全大学の半数以上が課程の一部又は全部をインターネットで提供)

## **(1)米国における高等教育改革**

### **多様化に対応する質の保証**

- 民間のアクレディテーション(適格認定)活動の普及
  - ◆ 地域ごとに設けられた民間評価団体が大学を評価
  - ◆ 大学の質の向上に多大に貢献
  - ◆ 新たな課題:近年オンライン大学に対する対応 等
- 大学評価の予算配分への反映
  - ◆ 学生・住民への説明責任の観点から、公立大学を評価
  - ◆ 46州(2003年現在)で大学評価を実施
  - ◆ 約3分の1の州が、予算配分の一部に評価結果を反映

## **(1)米国における高等教育改革**

- **カーネギー教育振興財団**
  - ◆ 大学の機能別種別化(カーネギー分類)
  - ◆ 専門分野の種類や授与学位数 等
    - 博士号授与大学(研究大学)
    - 修士号授与大学
    - 学士号授与大学 等
- **競争的資金の獲得**
  - ◆ 連邦政府(NSF,DOE,NIH等)が豊富な研究資金を交付
  - ◆ 競争的な環境のもと研究資金を獲得した大学・教員が研究を実施

## **(1)米国における高等教育改革**

### **大学の財源確保の自主努力化**

- **公財政支出は、州立大学でも経常費の約5割(1999年度)**
  - ◆ 授業料・民間からの寄付・研究補助金・基本財産収入で残りの経費(約5割)を、賄う
- **更に1980年代以降の州財政の逼迫**
  - 州立大学の財源確保の自主努力
    - ◆ 授業料の値上げ
    - ◆ 教職員の削減
    - ◆ 「大学システム」の再編など大学組織のスリム化
    - ◆ 運営効率化

## **(2)英国における高等教育改革**

### **高等教育システム**

- 大学
  - ◆ ほぼすべて実質的な国立大学
    - 唯一の私立のバッキンガム大学のみ補助金を受けていない  
授業料等を政府方針に合わせれば、理論上、補助金を交付可能
    - '93年にポリテク(34校)が大学に
- 高等教育カレッジ
  - ◆ 主に教員養成課程であった
  - ◆ 現在では、種々さまざま
- 入学者選抜
  - ◆ 中等教育における最低学力要件を定める
  - ◆ 大学によっては面接等を重視する場合もある

## **(2)英国における高等教育改革**

- 1997年の高等教育の将来像を示した  
“デアリング報告”を基盤に高等教育改革を推進
  - ◆ 改革方針
    - 21世紀の知識基盤型経済におけるイギリスの国際競争力と国の繁栄は高等教育が支える
    - ‘learning society’の実現  
(国民が生涯に渡って学習しうる社会)
  - ◆ この方針に基づき、高等教育の更なる拡大と質の向上を目指す高等教育改革を推進

## (2)英国における高等教育改革

### 高等教育人口の拡大と学習機会の充実

- 1980年代後半より、  
政府のテコ入れにより高等教育人口は急増  
(パートタイム学生を含めた進学率は18歳人口を超える106%)
- 政府目標:2010年までに進学率 43 50%に  
進学率: 30歳までの青年層の進学率  
中等教育修了年齢の進学率ではないことに注意

奨学金の充実が高い進学率を底支え

## (2)英国における高等教育改革

- 就学形態の多様化も高い進学率に貢献
  - ◆ パートタイム就学の普及  
パートタイム学生(2001):学部の36%、大学院レベルの63%
  - ◆ テレビ・ラジオ、インターネットなどを通じて教育を提供
    - Open University(1971年~:19万人が在学(2001年))
    - University for Industry  
(1998年~:学位授与を行う大学ではなく、further educationを行う教育訓練プログラムを提供。88万人が学習(2003))
  - ◆ インターネットを利用した「e-ユニバーシティ」の設立
  - ◆ 2001年に政府主導により、既存の大学の学位課程をインターネットにより提供する当該事業を開始。
    - ケンブリッジ大学やロンドン大学を含む約15大学
    - 世界に学位プログラムを提供

## **(2)英国における高等教育改革**

### **教育研究の活性化と質の保証**

- 大学の研究評価の実施(1986年～)
  - ◆ 高等教育財政カウンスル(HEFCE)による評価
  - ◆ 対象:専攻分野別(数年おき)
  - ◆ データ:教員の研究業績、研究開発、大学院学生数 等
  - ◆ 研究補助金の配分は当該評価結果に基づき傾斜配分。
- 大学の教育評価も実施(1993年～)
  - ◆ 高等教育質保証機関(QAA)による評価
  - ◆ 対象:これまで専攻分野別、今後は機関別
  - ◆ データ:カリキュラム、学生に対する指導や成績評価、学生支援、学習達成度 等
  - ◆ 著しく悪い場合のみHEFCEの補助金の削減対象

## **(2)英国における高等教育改革**

- 大学の自律的運営の確保
  - ◆ 大学は1大学を除き実質国立大学
  - ◆ 法人格を有し、自律的運営を推進
- 競争的資金の獲得
  - ◆ 政府(Research Council等)交付の豊富な研究資金
  - ◆ 競争的な環境のもとで資金獲得
  - ◆ 獲得した資金で、大学・教員が研究を実施

## (2)英国における高等教育改革

### 国の支出増大と授業料収入

- 1997年：高等教育の将来像を示した“デアリング報告”
  - ◆ 高等教育の更なる拡大と質の向上を目指す
  - ◆ 各部門の高等教育への貢献と利益の分析  
社会・納税者、学生、教育機関、教職員、雇用者、家庭
  - ◆ 1998年～：一律1000ポンドの授業料制度導入
    - 高等教育拡大に伴う公財政支出を、政府が全額負担できない
    - 従来からの完全無償制を廃止
    - 収入に応じた授業料減免制度

## (2)英国における高等教育改革

### 国の支出増大と授業料収入

- 2003年高等教育白書「高等教育の将来」
  - ◆ 研究費を含む高等教育への公財政支出の増大を提唱
  - ◆ 2005年度までに約100億ポンド(2兆円)まで増額  
2003年比で3割増で対GDP比0.1ポイント増  
(対GDP比0.7% 2000年度)
  - ◆ 公財政だけでなく、受益者負担も
  - ◆ 2006年～：最大3000ポンドの範囲内
    - 大学の判断により授業料値上げを可能
    - 卒業後に一定収入を超えてから、授業料の支払い

### **(3)フランスにおける大学改革**

#### **高等教育システム**

- 大学
  - ◆ 国立大学: 3 ~ 4年の学士課程
  - ◆ 私立大学: 学位授与権を持たない
- グランゼコール
  - ◆ 高等専門大学校: 3 ~ 5年制
- 入学者選抜
  - ◆ バカロレア: 国家資格(中等教育修了と高等教育入学資格)
  - ◆ グランゼコール: 準備級を経て入学者選抜試験

### **(3)フランスにおける大学改革**

- 高等教育機関の国際競争力を目指した改革を推進
  - ◆ 国際的な経済競争の激化
  - ◆ EU統合による労働力や学生の移動
- 学生の集中した大学における教育の質の向上  
大学の裁量権拡大と拡大学の自己責任の重視

### (3) フランスにおける大学改革

#### バカロレア80%を目指す拡大政策

- 1980年代以降国民の教育水準の向上を目指す
  - ◆ 職業高校生(中学卒業者の3割が進学)にも道開く
  - ◆ '85年:3割、'95年:6割 高等教育進学者4割以上
- 社会人入学:経験知識認証制度(VAE): 1994
  - ◆ 大学中退者に対し3年以上の職業経験を国が認証し、バカロレアや大学の中間学位を授与
  - ◆ 無選抜での入学を認める
  - ◆ 1995年:816人, 2001年:4,578人

### (3) フランスにおける大学改革

- 「デジタル・キャンパス」構想
  - ◆ 2001年:10キャンパス開設 6,000人受入
- 大学の新增設や奨学金の充実に努める
  - ◆ 1990年代 「2000年の大学」計画
  - ◆ 2000年以降「第三千年紀の大学(U3M)計画  
国立大学13校新設、計89校
  - ◆ 1999年「学生福祉計画」  
奨学金、学生寮の充実  
1997~2002年 国の奨学金予算30%増  
全大学生の30%が受給

### (3) フランスにおける大学改革

#### 国際競争力の強化

- 規模の拡大
  - ◆ 入学者選抜を行わない大学に集中
  - ◆ 留年・中退者の激増: 入学者の4~5割に
  - ◆ 柔軟な進路変更、上級生によるチューター制度
- 欧州標準学位体系(3-5-8制)の導入(2003年政令)
  - ◆ 3年修了で学士、大学またはグランゼコールの通算5年目で修士、その後3年の課程で博士
- 契約政策 1984年
  - ◆ 4年間の発展方向を示す「全学計画」  
中期計画として国と契約 教員配置、施設整備、経常費交付
  - ◆ 2003年: 大学裁量権と自己責任原則の拡大  
(校地・校舎を大学所有へ) 第三者評価の義務化

### (3) フランスにおける大学改革

#### 国主体の高等教育財政を維持

- 国が責任をもって公教育を行う
  - ◆ 高等教育費用の8割が国家予算
  - ◆ 国家予算に占める割合  
2.8%(1995年) 3.3%(2002年)
  - ◆ 財源の多様化を模索中

## (4)ドイツにおける大学改革

### 高等教育システム

- 後期中等教育段階
  - ◆ 後期中等教育段階から機能分化
  - ◆ 大学進学希望者を主とするギムナジウム
- 大学
  - ◆ 基本的に州立, 州との契約
  - ◆ 主にギムナジウムから進学
  - ◆ 標準修業年限: 4年半 (標準年限以上に通常在籍)
- 入学者選抜
  - ◆ ギムナジウム修了資格「アビトゥア」= 大学入学資格
  - ◆ 無選抜で希望する大学へ入学

## (4)ドイツにおける大学改革

### ドイツにおける現況

- 社会・経済への高等教育機関の知識による貢献
  - ◆ 1990年代(ドイツ統一後)、ドイツ経済再生への要求
  - ◆ EU統合、労働市場の国際化という社会・経済の変化
- 「高等教育大綱」の改正
  - ◆ 1998年以来数度に亘る
  - ◆ 高等教育機関の裁量権の拡大、業績主義など
  - ◆ 競争を促進する改革を推進中
- ドイツの進学率: 30%程度(伸びは緩やか)
- 職業教育システムの確立と職業志向の短期課程の高等教育への取り込み、職業教育への奨学金の拡充

## (4)ドイツにおける大学改革

- 長期在学者の増加
  - ◆ 定員の2倍、平均6-7年の在籍期間
  - ◆ 授業料無償
  - ◆ 厳格な修了試験
- 成人の学習機会
  - ◆ 大学入学資格生涯有効
  - ◆ 原則無選抜入学
  - ◆ 30歳以上の学生が2割以上

## (4)ドイツにおける大学改革

### 大学改革の内容

- 在学期間の短縮
  - ◆ 修了試験制度の改革  
受験回数の制限の緩和
  - ◆ 授業料の導入
- 教員制度改革
  - ◆ 給与に対する業績主義
- トップ大学プログラム
  - ◆ ハーバード大学のような国際的なトップ大学と競合できるドイツのトップ大学と研究拠点を確立。
  - ◆ 第一次募集:2004年夏に開始。最大5校が決定。
  - ◆ 2006年から5年間、年額最高60億円の助成

## **(5)中国における高等教育改革**

### **高等教育システム**

- 大学
  - ◆ 本科:学士(4～5年)
  - ◆ 専科:短期(2～3年)
  - ◆ 研究生院:大学院(研究生 = 大学院生)
  
- 高等教育改革
  - 経済発展を目指す基本的政策の一環

## **(5)中国における高等教育改革**

### **高等教育人口の拡大と学習機会の充実**

- 1999年に人材養成の観点から、拡大政策提唱
  - ◆ '98年10%以下 '02年15%  
政府も「中国も大衆化段階に入った」と宣言
  - ◆ 2010年までに、20%以上を達成することを政府目標  
就学形態の多様化も進学率の向上に貢献
- 全日制のほか、社会人向け成人高等教育機関の拡大
  - ◆ ラジオ・テレビ大学(1979年開学)、夜間・通信大学、労働者大学等
  - ◆ 560万人(全日制学生数の半数)が学習
- 「インターネット大学」(ネットワーク教育学院)の試行  
2002年現在、67大学の設立許可、登録学生100万人。

## **(5)中国における高等教育改革**

### **質の保証と教育研究の活性化**

- 大学評価の実施
  - ◆ 2002年より、「教育評価」を5年毎に義務付け。
  - ◆ すべての高等教育機関を対象に、教育状況を「優良」、「良好」、「合格」、「不合格」で判定
  - ◆ その結果を予算配分にも反映
- 大学の自律的運営の確保
  - ◆ 計画経済時代の弊害としての政府の統制を排除するため、1980年代半ば以降、高等教育機関の裁量権を拡大する改革を継続的に実施。
  - ◆ 1998年「高等教育法」の制定：国公立高等教育機関の法人化を規定。

## **(5)中国における高等教育改革**

- 競争的環境の醸成
  - ◆ 「211工程(プロジェクト)」(1996年～)：
    - 目的：「21世紀に向けて100の大学を育成する」
    - 特定の大学への集中投資事業を実施
    - 清華大学・北京大学を含む96校に5年間で合計1600億円交付
  - ◆ 「985工程(プロジェクト)」(1998年～)：
    - 世界水準の大学育成のため9大学に集中投資
  - ◆ 全教員への契約任期制の導入(90's～)：
    - 業績に応じた能力給も拡大実施
  - ◆ 「特別契約教授」制度の導入(1998年～)：
    - 優秀な研究者を破格の待遇で招聘

## **(5)中国における高等教育改革**

### **国の支出増大の努力と授業料収入**

- '90年代に私立大学の設置が可能に
- 国公立が依然大半
  - 拡大する高等教育への財政負担の増大が急務に。  
高等教育に関する公財政負担:対GDP比0.5%(1999年)
- 公財政だけでなく、受益者負担も
  - ◆ 1989年 授業料の徴収を全面開始
  - ◆ 授業料は、高等教育機関が地元政府の承認を得て設定するが、年々高騰。
    - 経済的に困難な学生に対し、授業料減免や奨学金の拡大の必要性
    - 積極的な外資導入へ

## **(5)中国における高等教育改革**

- 中外共同学校設置条例(公布2003年3月,施行同年9月)
  - ◆ 外国教育機関と中国教育機関との共同による学校・課程設置を可能に。
  - ◆ 2001年12月に世界貿易機関(WTO)に正式加盟:今後対外開放が進むとの予測も相まって、外国の優れた教育資源を積極的に導入するという基本方針の下で、1995年の暫定規定を新たに上記条例として再制定。
- 産学連携等の推進
  - ◆ 「大学サイエンスパーク」の推進:  
2001年には、政府が北京大学や上海交通大学を含む「国家サイエンスパーク」23区を指定
  - ◆ 2001年時点で、高等教育機関の約半数(575校)が5,000企業を設立